



信州 青木村への「ふるさと寄附金」を通じて あなたも村づくりに参加していただけますか！

青木村は、全国で唯一 国宝（大法寺 三重塔）を有する村としてその名を全国に発信しているとともに、青木三山と田沢・沓掛の二つの温泉に恵まれた「現代の桃源郷」とも呼ばれる自然豊かな田園風景に溢れた村です。



このたび「ふるさと寄附金」を通じて、多くの皆さまに村づくりに参加していただき、観光・教育・福祉等の諸施策に活用させていただきたいと考えております。

ぜひ、青木村の未来を応援してくださいませようよろしくお願いいたします。

きたむら まさお
青木村長 北村 政夫

平成 27 年 10 月 15 日から、インターネット Web サイトを利用した寄附金の申込み・お支払いの決済・お礼品の申込みまでワンストップで可能となりましたので、ご利用ください。

※青木村ホームページのトップページ左下、または寄附金募集ページ内にあります「さとふる」（村業務委託業者「株式会社さとふる」が運営）のバナーをクリックしてお申込みください。



信州・青木村ふるさと景観100選 優秀作品

イラスト：村のイメージキャラクター「アオキノコちゃん」

写真：浦野川から遠く「十観山」をバックに、映える桜並木と村中心部を望む

「ふるさと寄附金」における税軽減のしくみ

お寄せいただいた寄附金は、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。

「ふるさと納税制度」とは、青木村へ寄附を行なった方が確定申告をすることにより、所得税（国税）およびお住まいの市区町村へ納める住民税（市区町村民税）から、寄附金分を差し引くという制度です。

所得税は寄附を行なった年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行なった年の翌年度分の住民税から控除されます。

① 所得税（所得控除）

$$(\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率}$$

② 住民税（税額控除） 基本控除+特例控除

$$\text{基本控除} = (\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

$$\text{特例控除} = (\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021)$$

※ 特例控除は住民税所得割額の20%が上限

例：公的年金収入 4,000,000 円、夫婦 2 人（所得税率 10%の場合）

【30,000 円を寄附した場合】

① 所得税の軽減額 $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = \underline{2,800 \text{円}}$

② 住民税の軽減額 25,200 円 (㉠+㉡)

基本控除 $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 2,800 \text{円} \cdots \text{㉠}$

特例控除 $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 10\% \times 1.021) = 22,400 \text{円} \cdots \text{㉡}$

【ワンストップ特例制度が平成 27 年 4 月 1 日以降の寄附より適用開始となりました】

ふるさと納税を行い、所得税と個人住民税から控除を受けるためには、原則確定申告を行う必要がありますが、確定申告を行う必要がない給与所得者等の方がふるさと納税を行う場合には、あらかじめ寄附をした自治体に特例の適用に関する申請書を提出していただくことにより適用となった場合には、寄附をした自治体から寄附者の居住地の自治体へ控除に必要な情報を連絡するため、確定申告が不要になるという制度です。

ただし、対象となる方には要件があり、ふるさと納税を行う自治体の数が 5 団体以内である場合に限られます。また、給与所得者の方でも、医療費控除を受ける場合・新たに住宅ローン控除を受ける場合などは寄附金の有る無しに関わらず確定申告が必要となるため、この特例を受けることはできません。

なお、この特例制度が適用される場合には、所得税からの控除は行なわれず、翌年度の住民税から全額控除されることとなります。特例制度の対象でない方や特例申請を希望しない方については、これまでと同様に確定申告をしていただき、所得税と個人住民税から控除を受けていただくこととなります。

※ワンストップ特例制度につきましては、総務省ホームページ『ふるさと納税ポータルサイト』に詳しく掲載されておりますので、ご覧ください。

『総務省 ふるさと納税』で検索 ⇒ 『総務省 | ふるさと納税 ポータルサイト』を選択

■お問い合わせ先

〒386-1601

長野県小県郡青木村大字田沢 111 番地

青木村役場 総務企画課 企画財政係

電 話 : 0268-49-0111 F A X : 0268-49-3670

E-mail : webmaster@vill.aoki.nagano.jp

